

【一般型】

東大阪市中小企業設備投資支援事業

公募要領

補助金を申請される際は、公募要領を熟読のうえ申請をお願いいたします。

令和3年4月

都市魅力産業スポーツ部モノづくり支援室

(令和3年4月30日修正版)

【本補助金について】

補助上限 300万円

補助率 1/2

補助要件

- (1) 設備等を設置する拠点（本社、事業所、研究開発拠点、工場等）が東大阪市内にあり、**生産に直接寄与する**設備であること。
- (2) 生産性向上特別措置法（平成30年法律第80号）に基づき、東大阪市内から先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者のうち製造業者*1又はファブレス企業*2であること
- (3) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに導入から支払いまで完了した設備等であること（リース契約に関しては令和4年3月31日までに支払いが完了した分）。
- (4) 本補助金申請日の時点において市税の滞納がないこと
- (5) 東大阪市内において、令和3年度中（令和3年4月1日から令和4年3月31日）に国が行う設備投資を伴う補助事業（ものづくり補助金等）の**採択**を受けていない者*3

*1 製造業とは履歴事項全部証明書内に製造や、加工等に関する記載がある企業のことをいう。

*2 ファブレス企業とは、日本標準産業分類の卸売業のうち、履歴事項全部証明書内に「製品の企画」「製品の設計」「製品の開発」に関する記載がある企業のことをいう。

*3 本補助金採択後、国が行う設備投資を伴う補助事業に採択された場合は、本補助金の採択は取消しとなります。

【公募期間】

公募開始：令和3年4月 1日（木） 9時～

公募締切：令和4年2月28日（月） 17時

※予算上限に達し次第終了します。

【申請方法】

○ 申請は、東大阪市役所ウェブサイトにある**申請フォームから**申請してください。入力については、申請者自身が、本公募要領に従って作業してください。必要書類については、必ず、申請者自身がその内容を理解、確認してください。

※特別な場合を除き、申請フォーム**以外**では**受付いたしません。**

【注意事項】（応募申請の手続きの前に必ずご一読ください）

- 本事業では、提出いただいた申請書の内容について精査し、交付金額上限の決定（交付決定）を行います。申請前に、書類に不備や不足がないことを必ずご確認ください。不備がある場合（例えば、工業会の証明書が添付されていない）は、再提出をお願いする場合がございます。
- 本事業は、**予算の上限に達し次第終了**となります。公募締切前でも終了することがありますので、設備投資の計画をされている事業者様は、早期に申請してください。
- **本補助事業は、東大阪市内において、令和3年度中に国が行う設備投資を伴う補助事業（ものづくり補助金等）の採択を受けた企業は対象外です。**
- **本補助金の採択後、本補助金交付対象の設備とは別の設備投資を東大阪市内に行い、ものづくり補助金等を採択された場合、本補助金の交付決定を取り消します。**
- **中小企業設備投資支援事業【一般型】及び【脱炭素型】の両方の採択を受けることはできません。**
- **本補助金の申請は計画的に行ってください。**

【お問合せ先】

東大阪市役所モノづくり支援室

本補助金に関するお問合せ：monodukuri@city.higashiosaka.lg.jp

問い合わせが集中した場合、回答に時間を要する可能性がございますので、ご了承ください。

〔目 次〕

1. 事業の目的	5
2. 補助対象	5
3. 補助対象事業の種類及び補助率等.....	5
4. 応募手続き等の概要.....	6
5. 補助対象経費	7
6. 補助事業者の義務（遵守すべき事項）	7
7. 添付書類.....	8

1. 事業の目的

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に伴い、企業活動に多大な影響が出ている中においても、前向きな投資を行う中小企業者に対して補助金を交付し、市内中小製造業の生産性向上・市内経済の活性化に寄与することを目的とする。

2. 補助対象

①本補助金の補助対象者は、東大阪市内に**生産に直接寄与する**設備投資を行う中小企業者（「中小企業等経営強化法」第2条第1項に規定する者）でかつ、製造業者*1又はファブレス企業*2に限ります。ただし、東大阪市内において令和3年度中にもものづくり補助金等の設備投資を伴う国の補助金の採択を受けた事業者を除きます。

【中小企業者】

- ・資本金又は従業員数（常勤）が下表の数字以下となる会社又は個人であること。

業種	資本金	従業員数【常勤】
製造業 (うち、ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。))	3億円	300人 (900人)
卸売業（ファブレス企業）	1億円	100人

*1 製造業とは履歴事項全部証明書内に製造や、加工等に関する記載がある企業のことをいう。

*2 ファブレス企業とは、日本標準産業分類の卸売業のうち、履歴事項全部証明書内に「製品の企画」「製品の設計」「製品の開発」に関する記載がある企業のことをいう。

②本補助金の対象となる設備等は生産に**直接寄与※**するものであり、かつ、以下の条件にあてはまるものです。

【※直接寄与しないものの例】

- ・エアコン、照明、コピー機（**印刷事業者が導入する印刷機は補助対象**）、電話機等の通信機器、空気清浄機、サーバー、フォークリフトなど。購入する設備が補助金の対象となるかのお問い合わせは**必ずメールにて**お願いします。

③令和4年3月31日までに、発注・納入・検収・**支払**までのすべての手続きが完了すること。（補助事業実施期間の延長はありません）

3. 補助対象事業の類型及び補助率等

今回公募する事業は、「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備等のみです。令和2年度中に認定を受け、令和3年度中に行う設備投資も対象になります。

項目	要件
概要	中小企業者が行う「革新的な製品」又は「生産プロセスの改善」等に必要設備・システム投資等を支援
補助金額	上限300万円
補助率	1/2以内
対象投資	①一定期間内に販売されたモデル ②生産性の向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備（次頁表参照）

補助対象経費	購入またはリース契約により導入する設備等（消費税を除く） （※リース契約の場合は交付決定日から令和4年3月31日までに支払いが完了するもの。）
--------	--

設備の種類	最低価額 1台1基又は 一の取得価額	販売開始時期
機械装置	160万円以上	10年以内
工具	30万円以上	5年以内
器具備品	30万円以上	6年以内
建物付属設備	60万円以上	14年以内
構築物	120万円以上	14年以内
ソフトウェア		5年以内

4. 応募手続き等の概要

(1) 公募期間

公募開始：令和3年4月1日（木）9時～

公募締切：令和4年2月28日（月）17時（必着）※

※公募締切の令和4年2月28日（月）17時を過ぎてメールを**受信**したのものについては**受付いたしません**。申請は余裕をもって行ってください。

なお、国ではものづくり補助金をはじめとする設備投資を支援する補助金のメニューがございます。設備投資は計画的に行ってください。

(2) 申請方法

申請は、申請フォームに必要事項を入力・送信後に届く自動返信メールに記載されているメールアドレス宛に必要書類を添付したメール送信により申請してください。様式は東大阪市役所ウェブサイトからダウンロードいただき、添付する際は**PDF化**してください。（表1参照）

※郵送、持参での受付は行いません。

(3) 交付決定の通知

申請後、必要書類等を精査し問題がなければ申請いただいた設備等の金額から交付決定額を算定します。交付決定額を記載した交付決定通知書を申請いただいたメールアドレスにメールを送付いたします。（おおよそ**2週間程度**要しますが、申請多数の場合はさらに時間を要す場合があります。）

(4) 実績報告

設備導入後、必要書類がそろい次第、実績報告を行ってください。報告は指定されたメールアドレスに必要書類をPDF化したうえで添付し、送信してください（表2参照）。必要書類が確認でき次第、確定通知書を送付します。

(5) 現場確認～補助金支払い

確定通知書を送付し、その後設置した設備につき現場確認を行います（メールにて日程調整させていただきます）。現場確認の際は工業会の証明書に記載の形式と設備等に記載の形式を突合します。現場確認終了後、指定された口座に補助金を振込みます。

5. 補助対象経費

○補助対象となる経費は、設備等の購入金額（**税抜**）及び交付決定日から令和4年3月31日までに支払いが完了するリース料金です。設備等以外の費用（**消費税**や**保守**、**輸送費**、**役務等**の費用）については補助対象外になります。

○「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備等のうち**工業会の証明書**を**取得**しているもののみが補助対象経費として認められます。

※オプション等については見積書に別記載の場合、**対象外**となります。

6. 補助事業者の義務（遵守すべき事項）

本事業の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守らなければなりません。

- (1) 交付決定を受けた後、本事業の内容を変更しようとする場合は、事前に市役所の承認を得なければなりません。
- (2) 本事業を完了（設備等の設置が完了）したときは、その日から起算して14日を経過した日又は事業完了期限日（令和4年3月31日）のいずれか早い日までに補助事業実績報告書を提出しなければなりません。
- (3) 本事業の完了した日の属する会計年度（市の会計年度である4月～3月）の終了後3年間、本市が行う、本事業に関係する調査に協力をしなければなりません。
- (4) 本補助金により取得した設備等については、原則3年間、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、承継、移動又は担保に供する処分、及び破棄（以下「処分等」という。）してはなりません（自社工場間での市内移転は除く）。
- (5) 処分等行った場合、補助金相当額を返還しなければなりません。
- (6) 申請書提出の際、消費税及び地方消費税額等仕入控除税額を除いて記載しなければなりません。

※ 補助事業者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合、本事業に係る課税仕入に伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することになるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、課税仕入の際の消費税及び地方消費税相当額について、原則としてあらかじめ補助対象経費から減額しておくこととします。この消費税及び地方消費税相当額を「消費税等仕入控除税額」といいます。

- (7) 補助事業者は、本事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- (8) 本事業の進捗状況確認のため、市職員が実地検査に入ることがあります。また、本事業終了後、市職員が抜き打ちで実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。
- (9) 補助金の支払については、本事業終了後に補助事業実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後の精算払となります。
- (10) 本事業終了後の補助金額確定にあたり、補助対象物件や帳簿類の現地確認ができない場合については、補助金の支払いを停止することがあります。
- (11) 本補助金の取得に関し不正が発覚した場合、補助金の返還を求めます。

7. 添付書類

表1: 交付申請に必要な書類

- ① 交付申請書
- ② 先端設備等導入計画認定書
- ③ 先端設備等導入計画認定申請書
- ④ 工業会の証明書
- ⑤ 履歴事項全部証明書（直近3か月以内に発行したもの）※法人の場合
- ⑥ 開業届（無ければ青色申告決算書） ※個人事業主の場合
- ⑦ 滞納のない証明書 ※市役所3階納税課で発行します。（一通300円）
（行政サービスセンターでは発行していません）
- ⑧ リース契約書等リース月額料が分かる書類
（リース契約の場合は毎月の支払がわかるものが必要）
- ⑨ 見積書（概算ではなく、できるだけ確定された金額のもの）
※金額に値引きがある場合は、値引き後の金額を見積書に記載してください。

表2: 実績報告に必要な書類

- ① 実績報告書
- ② 納品書の写し
- ③ 請求書の写し
- ④ 領収書の写し※
（リースの場合は実績報告までに支払いが完了している毎月分の領収書）
- ⑤ 写真（設置した設備等がわかるもの1枚）

※領収書がない場合には、支払ったことがわかるようなもの（例えば通帳の写し等）を代替りの書類とすることができます。